

義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、1952年に現行法が制定されて以来、我が国の教育の機会均等とその水準の向上に貢献してきた。しかし、1984年以来、教材費を初めとして負担内容の適用除外が進み、2006年には国の負担割合が従来の2分の1から3分の1へと縮小された。同時に地方交付税も削減され、自治体の財政状況によっては十分な教育予算が確保できず、学校施設などの教育条件整備に地域間格差が生じている。

日本は、OECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数が多い。その一方で、学校現場における課題は複雑化・困難化している。子供たち一人一人へのきめ細やかな教育を実現するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた少人数教育の推進を含む教職員定数改善が必要である。子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、義務教育費国庫負担制度は義務教育の根幹にかかわる制度である。地方の財政事情に左右されることなく、子供たちにとって最善の教育環境を実現していくために、国が最低保障として財政的に下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠である。

また、文部科学省が2016年に行った教員勤務実態調査によると、小学校で33.5%、中学校で57.6%の教員が、厚生労働省の示す基準で過労死ラインとされる週20時間以上の時間外勤務を余儀なくされていることが明らかになった。明日の日本を担う子供たちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も図っていく必要がある。

よって、国会及び政府においては、子供たちの教育の機会均等とその水準の維持向上を図るために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月26日

大 分 市 議 会